

横須賀市電車・路線バスの車体利用広告物
ガイ ド ラ イ ン

令和 4 年 4 月 1 日

横 須 賀 市

1 対象

電車又は路線バスの外面を利用するもので、条例別表第3の「電車の外面を利用するもの」及び「路線バスの外面を利用するもの」の基準の2によるもの（以下、「車体利用広告物」という。）を対象とします。

ただし、路線バスは、使用の本拠地が横須賀市屋外広告物条例の適用地域内にあるものに限りします。

2 趣旨

電車及び路線バスは公共交通機関であることから、広告主や広告制作会社（広告代理店）、交通事業者は、それぞれの立場で周囲の景観との調和や利用者に与える影響を考慮する必要があります。

そのため、交通事業者に対して、許可基準を補完するため本ガイドラインに基づく自主審査をお願いします。

3 概要

車体利用広告物のガイドラインの概要は次のとおりです。

(1) 景観との調和

車体利用広告物は、路線のあらゆる背景となる景観を考慮したデザインが求められます。

(2) 公共交通機関としての識別性の確保

路線バスは、利用者がバス会社名や行先等を容易に判別できることが必要です。

また、電車、路線バスは、法令等に基づいた行先、運賃支払方法、車いすのマーク等の表示についても、明確に識別できるよう配慮する必要があります。

(3) 交通安全性の確保

車体利用広告物による交通事故発生の可能性が考えられることから、一瞬の不注意で大惨事を招かないよう、交通安全性を確保する必要があります。

(4) 青少年の保護、人権の尊重、消費者保護等の確保

公共交通機関である電車・路線バスは、青少年も利用し、見る機会が多い広告媒体であることから、青少年保護上有害と思われるもの、人権を侵害し、差別し、名誉を毀損するもの、消費者保護の観点からふさわしくないもの、その他社会風紀を乱すおそれがあるものは、車体利用広告物として望ましくありません。

横須賀市電車・路線バスの車体利用広告物ガイドライン

項目	ガイドライン	
	電車	路線バス
景観との調和	① デザインはイメージを主体として伝える広告表現とし、複雑な告知内容は避ける。 ② 1 広告面に会社名、商品名、商品写真（イラストレーション）等のうちから2つ以上を表示するときは、そのうち一つを主として表示し、他は面積比を小さくする。 ③ 人間の身体の部分（顔、手、足等）を強調した広告表現には十分注意する。 ④ 広告面の配置に十分注意する。	① デザインはイメージを主体として伝える広告表現とし、複雑な告知内容は避ける。 ② 1 広告面に会社名、商品名、商品写真（イラストレーション）等のうちから2つ以上を表示するときは、そのうち一つを主として表示し、他は面積比を小さくする。 ③ 人間の身体の部分（顔、手、足等）を強調した広告表現には十分注意する。 ④ 広告面の配置に十分注意する。 ⑤ 地色は、マンセル値R、RP、Y R又はYに属する色については彩度5以下とし、その他の色については彩度3以下とすること。
識別性	① 法令等に基づく、行先、車号、側灯等の表示は、明確に識別できるよう配慮する。	① 各側面には乗客が見やすい場所にバス会社名を表示すること。 ② 法令等に基づく、行先、運行系統、運賃支払方法、出入り口、社名、車いすのステッカー等の表示は、明確に識別できるよう配慮する。
交通安全性	以下の広告物に該当しないこと。 ① 後部の色がテールランプの色と紛らわしいもの ② 地色が信号機又は道路標識等の効果を妨げるもの ③ ストーリー性のある漫画（4コマ漫画等） ④ 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるもの ⑤ 車体の換気口やスピーカー口をラッピングで塞ぐデザインとなっているもの ⑥ 広告面にヘッドコピー、ボディコピー等を入れる際、読み取り難い文字、デザインによって表示すること	
青少年保護	以下の広告物に該当しないこと。 ① 暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの ② ギャンブルを肯定等するもの ③ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの ④ 性を意識させるようなデザイン	

人権の尊重	以下の広告物に該当しないこと。 ① 人権侵害、差別、名誉毀損に当たるもの ② 人の人格、身体、思想等を侵害するもの ③ 人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの ④ 人又は法人等の名誉等を毀損するもの
消費者保護	以下の広告物に該当しないこと。 ① 虚偽の内容を表示するもの ② 法令等で認められていない業種・商法・商品を表示するもの又は肯定するもの ③ 資格に基づかない者が行う療法等に関するもの ④ 誇大・比較広告等手法上議論があるもの ⑤ 責任の所在が明確でないもの
その他	以下の広告物に該当しないこと。 ① 卑猥な内容・デザインのもの ② 風俗営業に関連するもの ③ 布教を目的とするもの ④ 政治的意見発表や論争の場となる恐れのあるもの ⑤ その他社会風紀を乱す恐れのあるもの